

医療的ケアを必要とする子どもの通学問題に接して

メル友が活動している「おもちゃ図書館」の会報が届いた。

その中に、医療的ケアを必要とする子どもの通学に関する次のようなある母親の投稿が掲載されていた。

【 たんの吸引を必要とし養護学校へ通学している〇子のことで、学校や市と話し合いをおこないました。

学校では登校後については看護師だけでなく、養護教諭、担任の先生も研修後はケアに携わるが、通学については現在の制度では困難とのこと。

市では常時ではなく臨時的な場合はヘルパーが通学のケアに入ることも認めるとのことでした。

しかし、ヘルパーを派遣する事業所がこの件に関しては引き受けてくれないのです。

理由は、ヘルパーの身体介護の基本はホームヘルプ（在宅でのケア）だからということ、加えて、通学のような片道のケアは時間や人員の確保など、事業所の負担が大きすぎるとのことでした。

という訳で現在、〇子の登下校の送迎は母親と叔母がおこなっています。

学校と家庭生活をつなぐ通学という“すきま”、“間（はざま）”の支援がないというのは困ります。

自立支援法が障害者の自立を支援するものであるならば、こういった点をすきまなく支援するものでなくてはならないと願います。】

最近の学校教育法改訂で、養護学校は特別支援学校という呼称になったが、特別な支援を工夫することこそ、この呼称に相応しいのでないだろうか。

それだけに、医療的ケアを理由に、地域の学校への通学を拒否し、更に、養護学校通学のスクールバス乗車を拒否するようでは、「教育権保障」のための専門職集団の存在って何なのかとってしまう。

「学校まで来れば教育しますよ」、「送迎が大変なら、訪問教育にしますよ」という姿勢なのだろうか。

たんの吸引も、医療行為に該当する吸引器でなくても、大人が口で吸引できる簡易携帯吸引器が色々出回っている。

制度を持ち出す前に、こうした器具を試用して、学内では行う医療的ケアをスクールバス内まで拡大しようと検討しないのか、不思議に思う。

また、地域の学校では登下校の子どもの安全のためにパトロールを配置（予算化）しているのだから、医療的ケアを必要とする子どもの登下校の問題に教育界も予算化する検討も当然あっていいと思うのだが…。

自立支援法云々より、まずは教育関係者自身の検証思考が必要な気がしてならない。